自転車安全利用推進優良企業認定要領の制定について

平成27年１月30日

例規（交総）第４号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 平成29年９月29日例規（総）第82号 |  |  |

この度、別記のとおり自転車安全利用推進優良企業認定要領を定め、平成27年２月１日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別　記

自転車安全利用推進優良企業認定要領

第１　目的

この要領は、自転車安全利用推進優良企業（自転車の安全利用に積極的に取り組んでいる企業等をいう。以下「優良企業」という。）の認定に関し必要な事項を定め、もって企業単位で自転車の安全利用に努める社会的機運を醸成し、良好な自転車交通秩序の確立を図ることを目的とする。

第２　優良企業の認定等

１　推薦

警察署長は、自転車の安全利用に関して積極的に取り組んでいる管内の企業等を自転車安全利用推進優良企業推薦書（別記様式第１号）により、交通部長（交通総務課）に推薦するものとする。

２　認定基準

優良企業の認定は、次に掲げる基準に適合するかどうかを交通部長が審査した上で、これを行うものとする。

(１)　自転車の安全利用に関する責任者が配置されていること。

(２)　警察が行う自転車に関する交通安全教育を受講する環境が整備されていること。

(３)　自転車通勤者等に対する保険の加入が推進されていること。

(４)　自転車駐輪場が整備されていること。

３　認定証の交付

交通部長は、優良企業を認定した場合は、認定証（交通部長が別に定める様式）を企業等の代表者に交付するものとする。

４　認定の取消し

交通部長は、認定を受けた企業等が前記２の認定基準のいずれかを欠くに至ったときその他当該認定を継続することが適当でないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、認定取消通知書（別記様式第２号）を企業等の代表者に交付するものとする。

第３　助言等

警察署長は、管内の優良企業に対し、次に掲げる事項に関し助言、情報提供等を行うものとする。

(１)　企業等における自転車安全講習の計画及び実施に関すること。

(２)　自転車の安全利用に係る啓発活動への参加等、社会貢献に関すること。

(３)　自転車が関連する交通事故の発生状況等に関すること。